

第四十八回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第二十三号

昭和四十年四月六日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 坂田 英一君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

吉川 久衛君

小枝 一雄君

高見 三郎君

丹羽 兵助君

藤田 義光君

兒玉 末男君

榎崎弥之助君

森 義視君

湯山 勇君

林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林政務次官 館林三喜男君

農林事務官 (農地局長) 丹羽雅次郎君

農林事務官 (畜産局長) 榎垣徳太郎君

委員外の出席者

専門員 松佐香 徳太郎君

四月二日

委員山田長司君辞任につき、その補欠として勝

岡田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員榎崎弥之助君辞任につき、その補欠として

千葉七郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員榎崎弥之助君辞任につき、その補欠として

千葉七郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員榎崎弥之助君辞任につき、その補欠として

千葉七郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員榎崎弥之助君辞任につき、その補欠として

千葉七郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員榎崎弥之助君辞任につき、その補欠として
千葉七郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月六日
牛乳法案(芳賀貴君外十一名提出、衆法第一七
号)
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣
提出第二二五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六九号)

〇濱地委員長 これより会議を開きます。
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。
東海林君
農地開発機械公団をどのように活
用するかという点については、これまでいろいろ
いろと問題があったわけですが、今回、

政府は、地方公共団体や農業協同組合が行なう乳
牛または肉用牛の育成事業の牧場、さらに農事組
合法人その他のいわゆる農業法人が行なう搾乳經
営または肉用牛生産経営の牧場の建設について、
機械公団にこの仕事をやらせる、そのために公団
法の一部改正を提案してきたわけでございます。

これは従来の公団の経過からして、いろいろと問
題があるわけでございます。多数の同僚が質疑
を要求してございまして、そこで、私は
他の同僚議員の質問とダブらないようにするため
に、特に、今回の農業法人の行なう牧場というこ

とにつきまして、これは一体どういう意義を持つ
のであるか、そういう点を特に質問してみたいと
思うわけでございます。

先般、私は、八郎瀨の事業団の際にも御質問し
たのですが、農業基本法で、政府は自農家の育
成という点を構造改善の中心に置きまして、そ
うして耕種農業については、いまの段階では、平
均二町五反程度の農家を育成することを中心に考
える、こういうことであつたのであります。八
郎瀨の場合は、それが一農家当たり五ヘクタール
であり、それを十二戸集めて、六十ヘクタールと
いうものを一つの団地として協業をさせるのだ、
こういうことでありまして、その点は、政府の基
本法の考え方との関連において、私は非常に理解
しにくいという点を指摘して、御質問したので
あります。当時の大臣の答弁でも私は納得できな
かつたのであります。それと同じような疑問を
私はこの点にも感ずるわけでございます。

そこで、まずお伺いいたしますが、一体今度農
業法人に行なわせるこの牧場経営というものと、
今後政府が酪農の経営のあるべき姿として考へて
おられることとの関連は、一体どこにあるのか、
このことをまずお伺いしたいと思います。

〇榎垣政府委員 今回農地開発機械公団法の一部
を改正いたしました。共同利用模範牧場の建設整
備の事業を行なわせ、その経営主体としては、
地方公共団体もしくは農事組合法人等の一定
の資格を備えた法人に限ってこの経営を認め
ていく、いわばそういう前提のもとに、共同
利用模範牧場の建設を進めていきたいという
ことについては、一つは、草地におきます放
牧形式による集団的な経営なりあるいは育成事業
なりというものは、まだ日本の酪農経営の発達段
階におきましては未習熟の形態でございます。こ
れが、そのような新しい形態、大規模な酪

農の経営形態というものをとりましますことは、一つ
の前進的な、モデル的な事業であるという点に着
目をいたしました点が一つと、さらにそのような経営
を前提とする牧場の整備というところは、これまで
わが国の草地の開発方式としても新しいモデル的
な方向であるということから、私もこのよう
な形を考えたのであります。その場合、法人ある
いは地方公共団体というものが経営主体になる場
合を考えたのは、このような形の開発方式、
事業方式を考えましたのは、そのよって立つ土地
基盤というものが、いわゆる公共用地的なもの
上に行なわれるものでありまして、別途土地改良
法に基づく草地改良事業の場合には、これは個人
経営を前提にいたしました草地改良方式を行な
うわけでありまして、その点と別個の形態のものを
考へておりましたために、その上で行なわれます酪
農経営あるいは乳牛の飼育というものは、個人個
人の経営ということでは牧場そのものの管理と
マッチをいたしません点と、また大規模な牧場
経営それ自身は、家畜の流動性に対応して、一定
の集団によつてその規模を維持し、経営を安定さ
せていくという観点からも、共同的な利用とい
うことが必要であるという観点に立つて考へたもの
でございます。今後日本の酪農のあるべき姿とい
うことになりましたが、これはなかなかむずかしい
問題でございますが、元来、酪農というものは、
私どもの考えますところでは、牧草もしくは飼料
作物を生産をいたしまして、その牧草なり飼料作
物を基幹とするところの牛乳の生産をいたし、そ
れを販売していくということが、酪農の一般的定
義であると思われれるのでございまして、そういう
観点からは、日本の現在の酪農の持つて居る欠陥
でありまして、その自給飼料の低さというものを
高めていくという方向で、草地あるいは飼料畑と
いうものを経営しつつ、粗飼料給源としてできる

だけ高い水準で保持しつつ、かつ経営の規模につ
きましても、酪農らしい酪農、いわば飼料的な酪
農なり専業的な酪農なりで発展していく酪農を念
頭に置いて考える必要があると思っております。
その場合、その考え方とこの共同利用模範牧場の
考え方とは、だんだん輿地化していきまます草地の
利用について、共同的な形で行なうことによつて、
自給飼料給源というものを共同的に確保していく
形として、これは今後進むであろうわが国の酪農
の発展の方向の端緒といえますか、方向を開いて
いくものであるというふうに考えておるわけでは
ございませんか。

○東海林委員 そのうすると、いまの説明ですと、
今後の日本の酪農というものは、比較的広大な草
地利用の可能である、簡単にいえば、山ろく地帯
というものを中心として酪農をやっていくのだ、
こういうふうな理解されるわけですか。

○農垣政府委員 元来、酪農というのは、ただい
ま申し上げましたように、粗飼料資源というものを
持つて経営することが本来の酪農の姿であるわけ
でありました。そういう意味では、今後日本の酪
農の発展の余地の大きい地帯は山寄り、地帯で
あって、草地資源の沃地に恵まれておるところが、
その重点といえますか、最も大きな期待を持たれ
る地域であろうと思つておるわけですか、申す
までもないことですが、わが国の土地条件あるい
は市場の条件等はきわめて広範な分布をいたして
おり、また複雑な形をとつておるわけではござい
ますので、平地におきます酪農については平地とし
て酪農の形態を考へていく。またそういう酪農も
あつてしかるべきである。しかし、その場合には、
やはり飼料作物等の粗飼料給源の供給余力を前提
に考へていきたいというふうに思つております。

○東海林委員 そのういたしますと、今回のこの法
改正の主たる目的は、大体において山ろく酪農等
の模範的なものをつくつていきたい、こういうふう
に理解していいわけですか。

○農垣政府委員 東海林先生のおっしゃるとおり
でございます。

○東海林委員 そこで伺いますが、今度のさしあ
たつての計画を見ますと、四十年度は栃木県那須
地区一区、さらに三方所の調査といふことになつ
ておるのですが、これは今後どの程度続けたい
か、年々どの程度のこういう地区を考へておられ
るのか、それをまず伺つておきます。

○農垣政府委員 私どもとしましては、このよう
な共同利用としての模範的な牧場を全国に今後十
年以内くらいに時期に三十カ所程度設置したいと
いうふうに考へておるのでございまして、これは
いわば牧場自身がモデル的でございますと同時に、
行政としても新しい試みでございますので、この
事業の実施の過程において、さらにこの事業の効
果あるいはこの事業に伴う問題点を説明をする
必要があるわけでございます。今日の段階では、
当面は全国敷力所をまずやつてみるということ
考へておるわけでございます。開発の方式等につ
いては、こういう形、あるいは別に考へておられ
ます国営草地改良事業、あるいは他の農業基盤整備
の方法による方向等について、この事業の進展の
過程においてさらに検討すべき問題もあろうかと
思つておるので、方向としては、ただいま申し上げ
ましたような全国三十カ所程度を十年以内に整備を
していきたいという考へ方でございますが、これ
は一応の目標でございます。

○東海林委員 次に伺いたいと思いますが、そ
ういたしました場合に、一地区の大きさというものを
大体どの程度に考へておるか。さらにその一地区
内における育成牧場の規模、それと同時に、普通
の酪農経営としての規模をどの程度に考へて計画
を進めようとしておられるか。

○農垣政府委員 御質問の中の問題は、なほ今後
検討を要すべき問題もございまして、共同利用
模範牧場の規模といたしましては、一地区三百町
歩以上、おおむね基準的なものとしては五百町歩
程度というよりなものを考へて整備をしていき
たいと思つております。そこで、酪農経営あるいは
育成事業というものの規模につきましましては、面積
の大きさなり地区の実情によつてそれぞれ違つて

けでございますが、三百町歩ということになりま
すと、育成事業としましては、大体五、六百頭程
度の育成ということになり、搾乳事業については、
五百頭程度ということが平均的に言えるものではな
いかと思つております。その場合に、搾乳経営につ
きましては、五十頭というよりな一経営を考へるの
ではなくて、地元の経営主体等との関係で一団地三
十町歩以上程度の団地に分割することを考へると
いうことになりまして、一経営五十頭程度の搾乳
経営というものが最低の単位として考へられると
いうふうに思つておる次第でございます。

○東海林委員 私は、共同利用牧場を中心とし
ていろいろ伺いたいと思つておるわけですが、まずその
前にお伺いしたいのは、現在の日本の酪農は、大
ざっぱな分け方として、草地を自給飼料源とする
いわゆる山ろく酪農と平地酪農に分けて、どうい
うふうな比率になつておるわけですか。

○農垣政府委員 手元に資料がございませんので、
大ざっぱに申し上げまして、現在山地酪農の
ウェットは、頭数でいまして、一五%ないし一七
%程度であつて、そのほかは農山村あるいは平地
という形になつておるわけですので、この区分が必
ずしも明確ではありませんが、山地酪農という形
ではまだ二〇%に達してないといふふうに見ら
れます。

○東海林委員 そこで、ひとつ大臣にお伺いし
ますが、たとえ局長の答弁のように、山地酪農
と見られるものが二〇%以下、それからややそれ
に準ずるようなものが相当ある、こういうふうな
ことよりですけれども、北海道は別として、私
は、むしろ現状においては、いわゆる平地酪農と
いうのが相当大きい部分を占めておると思つて
おる。先ほど局長からお話がありましたように、酪
農の経営の安定という点から見て、自給飼料の増
大といふことは非常に大事だと思つておるわけ
です。今農林省が提案された公団法の一部改正案、
あるいはまた土地改良法の一部改正等を見まして
も、草地造成の点についてある程度の施策を考へ
ておられるようすけれども、平地における自給

飼料の増産ということにさらに考へ方が出てお
らぬことが、私は非常に不十分じゃないか、不十分
というよりは、酪農全体に対する飼料対策の考へ方
が、何か非常にはつきりしないのじゃないかとい
う疑問を持つわけですが、そういう点、大臣はど
うにお考へになつておるわけですか。

○赤城國務大臣 確かに御指摘のようなことがあ
らうかと思つておる。大きな面で見ますならば、
いま申し上げたように、山地酪農が一五%、二〇%
までいっていない。私は、山地のほうよりか山
岳酪農についての研究も最近相当進んでおるす
るし、スイスの例などから見ても、そういうもの
をもっと積極的に進めるべきじゃないかというこ
とには、私も同意で、そのほうへ進めたいと思
つておる。

ところが、いまお話のように、その方面には飼
料対策で草地造成という裏づけがある、平地にお
いては、一こう裏づけられないじゃないか、こ
ういふ御指摘だと思つておる。平地におい
ては、やはり既耕地につきましまして飼料作物を増産す
るといふ思ひです。ことに今度の予算や対策など
にもありますが、いつも御指摘されておるわけ
ですが、裏作が非常に減つておる。そういう面
で、機械を導入して、裏作の麦の共同増産とい
いますか、そういう方向などを進めていきたい、
こういうふうな考へておる。しかし、実際に、御
指摘のようになり、これぞといふ自給飼料対策は、
平地において特に目立つものではないと思つて
おる。そういうことを考へておる。

○東海林委員 いま大臣からも御答弁がありま
したように、最近の統計で、百五十九町歩も裏
作が放置されているというふうな点から見ま
しても、私はこの問題こそ最も先に先んじて
施策を講ずべきだと思つておる。大臣もその
点に關心を持っておられることであるから、
その点の検討を進めて、すみやかな対策を
お願いしたいと思います。

飼料の増産ということにさらに考へ方が出てお
らぬことが、私は非常に不十分じゃないか、不十分
というよりは、酪農全体に対する飼料対策の考へ方
が、何か非常にはつきりしないのじゃないかとい
う疑問を持つわけですが、そういう点、大臣はど
うにお考へになつておるわけですか。

もう一点、大臣にお伺いしますが、単に牛乳を増産するという立場からいえば、私は、山ろく酪農というものに非常な力を入れるという考え方はわかるわけですが、しかし、日本の農業構造の改善という趣旨から考えた場合に、相当多数の農家が酪農を取り入れるという形からいいますと、単に牛乳を増産すれば事足りるということではないのでありますから、私は平地酪農というところについて十分考へべきではないかと思ふのですが、そういう農業構造改善事業との関連において、一体酪農というものを大臣はどういうふうに考へておられるか。選択的拡大のタイプに分けて、地域の実情に応じてということをお説明されておられますが、そういうことで、山ろく地帯の草地の多いところに酪農をやるといふふうには重点的に考へておられるのか。また私が考へますように、農家の経営の構造改善という点からいえば、なるべく平地においても酪農が成り立つようなことを相当重点的に考へる必要があるのではないかと、こう思ふわけですが、そういう点についての御意見を承りたい。

○赤城国務大臣 お説もつとだと思ひますが、先ほど申し上げましたのは、とにかく山地酪農がいま畜産局長のお話のように二〇〇程度である、その方面の率が低いといふことが、そういう意味からいいたしまして、牛乳の増産ということばかりでなく、酪農が相当採算のとれるものでなくてはならないという面から考へても、草地の造成を伴う山地の酪農といふことは、いまの平地酪農との比較からいいますと、もつと進めるべきではないか、こういうふうな思つておられる次第を申し上げたわけでありまして、ところが、選択的拡大というよりな面で、平地の農村等におきまして、酪農を相当採算のとれるような形で進めていくべきではないか、この点も私もそうだと思ひます。しかし、何といひましても、酪農は頭数を相当保有しなければならぬ。それに対して、土地の経営面積というものもある程度なくてはならぬといふことをごさいますので、どうしてもそういう酪農の基礎と申しますか、土地というものが必要

だと思ひます。そういう意味におきまして、三頭平均くらいの酪農の飼育頭数でございますけれども、それを増すということには、やはり平地における平地林とか、そういうものを充てていかなければ、相当多数の牛を飼育することは困難ではないかと考へます。そういう意味におきまして、経営規模が拡大する方向にとらひ合はせながら、平地における酪農というものを進めていかなければならぬ、こういうふうな考へる次第であります。

○東海林委員 局長に伺いますが、先ほど、共同利用牧場の一団地は大体三十町歩、五十町前後を考へておられるということをごさいますでしたが、これは一体どういふような基礎によつてこういうことを考へられたのか、またこの一団地ではどの程度の農家を農業法人の組織農家として考へておられるか、その点について……

○樞垣政府委員 こういふ規模の問題は、正直に申しまして、別にどうでなければならぬという線はないと思ふのでございしますが、一団地三十町歩、乳牛飼養頭数五十頭と申しますのは、現在の技術水準で考へますと、専門的に従事する従事者一人について、乳牛の飼養頭数が大体十頭程度が平均的水準であろうというふうな考へますので、共同利用、共同飼育というふうな場合に、五戸程度の協業といふことが、実際問題として協業の最小限といふことが、考へられる線ではないかといふことから考へまして、三十町歩、五十頭というふうなことを一応の目安として考へておられるわけでありまして。

○東海林委員 いま一人当たり大体十頭を考へて、五戸程度と言ひますが、普通農家の稼働人員といふのは、地方によつて違ひますが、大体二・五くらいが普通だと思ふのです。そうしますと、酪農専業でなしに、また酪農とほかの農業との兼営といふことを考へておられるわけですか。そこらのところをひとつ……

○樞垣政府委員 先ほどのお話にもちよつと触れる問題でございしますが、酪農経営の形としては、

いわゆる専門的な酪農経営といふものと、他の耕種との結びつきのあるありまゝ混同経営的なものがあると思はれるのでございしますが、現在の日本の実情から考へまして、混同経営的なものを考へざるを得ない。専門的なものももちろん考へてまいりますが、混同経営的なものも考へ、いわば限度の低いところでものを考へますときには、混同経営といふものも念頭に置いて考へることが適當であろう。そういうことにはいたしませんと、二・五人のうちの労働力一人を共同利用牧場の労働提供として考へるといふようなことが可能である。もちろん、この一団地三十町歩五十頭程度は乳牛飼養といふことは、それに限るといふ意味ではございせん、労働力二人あるといふ意味といふものを提供して、専門的な形で協業経営による共同利用の牧場経営をやるといふ場合には、さらに大きな規模であることは何ら抑制する考へ方はないのでございします。

○東海林委員 局長も共同利用の模範牧場ということをごさつきから言われておられるわけですが、模範といふことになりますと、少なくとも農林省としては、山ろく地帯の酪農経営はこうあるのが最も望ましいといふ一つの目標を持って、それを模範的に展示するのでなければ、私は、模範牧場という意味ではこれは価値がないのではないかと、こう思ふのですが、その点、どうもいまの説明では不明瞭なんです、そこをもう少しはっきりしてもらひたい。

○樞垣政府委員 私ども、ただいま申し上げました混同経営といふものを頭に置いて、最小限といふか、下の限度の規模を考へます場合に、労働力一人につき十頭と申し上げたのでございしますが、これは通常草地の新たな造成による面積拡大といふものがある場合には、現在の段階では、従来の既耕地に対する飼料作物の生産等について、たとえば平均一町ないし一町五反という土地を持つておるといたしまして、混同経営が果たし得ます規模が大体五、六頭程度といふふうな考へられるのでございします。でございしますので、

この模範牧場その規模をさらに大きくいたしましたので、そこに模範的な、モデル的なものを見出そうといふような考へ方で、ただいま申し上げたようなことを考へておられるわけでございます。

○東海林委員 私は、いまの答弁の中からも、またこれまでのいろいろな答弁の中からも、どうも畜産局長は多頭飼育の方向に進むことだけを非常に期待しているような気がするのですけれども、私は、これは鶏の場合にも最近はそのような危険性が出てきていると思ふのですが、一面、牛でいえば一頭、鶏でいえば一羽当たりの飼育が非常に少なくなつたために、しかたなく多頭飼育のほうに進んでいけるような気がするのです。こういう傾向があまり進んでいけませんと、いわゆる一般農民の酪農経営なり養鶏経営といふことになしに、特殊な資金を持ち、特殊の条件を持った、ごく一部の限られた人の経営のほうに進んでいくおそれが多分にあるような気がするのです。ただ、これはさつきの議論と同じように、牛をふやして乳をふやす、鶏をふやして卵をふやすといふ点だけからいへば、それも一つの考へ方かもしれせんけれども、やはりなるべく多数の農家の経営を安定させるということとあわせて考へた場合に、これは非常に危険な思想ではないかと私は思ふわけですが、したがって、酪農の場合においてもあるいは養鶏の場合においても、多頭飼育といつても、大体こちらが一番望ましい姿なんだという目標を一応はつきりきめまして、そうしてそういう点になるべく多数の酪農家なり養鶏家の経営を安定させたいことではないかと、私は非常に危険を伴うのではないかと、こう考へるのです。こういう点、ひとつ大臣のお考へを承りたいのです。単に多頭飼育なら喜ばしいのだ——現在、確かに酪農は三頭幾らであります、小ま過ぎるということはわかりませんが、このこと、牧場も一応三十町歩、五十頭を考へておるが、もつと大きくなるのが望ましいのだ、こゝういふふうなふうな上のはりにどんどんいけばいいのだという考へ方は、非常に危険だと思ふ。農家の経営を離れた経営になる危険が非常にある。

そういう危険性が、酪農においても養蚕においても、特に私の地方なんかですに出始めておると思ふのです。そういう点について、この辺が望ましい形なんだという、はっきりした目標がなしに、ただ多頭羽飼育のほうに進めばいいのだという考え方は、非常に危険ではないか、こう思ふのです。特に今回の共同利用牧場は模範牧場だといふような性格を非常に強く出されている点からいいますと、そういう点が明確でないところが私は非常に不満なんです。大臣の見解を伺いたい。

○赤城國務大臣 多頭羽飼育を進めておりますけれども、考え方としては、採算のこれらというところから、経営としてやっていたら、こういうところのねらいから、現段階において相当多頭羽でなければならぬまい、そういう方向を持っておるわけでございます。しかし、農家の選択的拡大の一つの大きな方向といたしまして、酪農も農業と一緒にやっていたらいいというところでありましたら、何もそれを切り捨てようという考えは持っておりません。そういうものでもやっていたらいいことをまた考えていかなければならぬ、こう思いますが、いまの段階においては、採算がとれるのは相当多頭羽でなければならぬ。これは無制限にただ漫然と多頭羽といふのではなくて、採算のとれる程度のものが模範的なデピカルなものになるだろうというふうなねらいは持つておるわけでございます。決して、少ないからそのものをやめてくれというふうな意味で多頭羽を奨励している、こういうわけではございません。

○東海林委員 最後に、もう一つ大臣にお伺いします。いつも同じようなことを言うような点を自分でも感ずるのでなければ、これはしかしきわめて大事なことです。大臣にお伺いしたいのですが、この間の八郎潟の場合にも、あれは東北地方の水田地帯における模範的な経営をやるのだといふのに、十二戸程度の協業といふものが出てきておるわけですか。またここに、酪農のモデル的な経営といふものにも、いまの畜産局長の話のように、共同経営といふのが出てきておるわけですか。

最近農林省が出す模範経営といふのは、みんな共同経営なんです。この点は、私がよく言うように、もう自立農家というふうな看板を下げ、やはり協業なり共同経営といふのを中心に置いて、あわせて自立のことも考えるのだ、こういうふうな基本法の考え方は置きかえるべきではないか。その基本法の中心の考えを置きかえずに、模範的な経営といふことになりまして、水稲の場合も共同経営だ、また酪農の場合も共同経営だ、私は、これは非常に大きな矛盾ではないかと思ふのですが、大臣にその点を一つお伺いいたしたいと思います。

○赤城國務大臣 私は、矛盾しないで、佐藤総理の考え方では、調和ができておる考え方ではないかと思ふのです。私の考え方から見れば、やはり自立経営農家といふのは、経営規模においてもあるいは収入においても、いすれをとつてもいから、経営規模が小さければ、収入が六十万円以上とかあるいは百万円以上とかいふようなものが得られるような経営、こういう自立経営農家といふふうにしておるわけでございますが、たとえ非常に小さい農家、経営規模が非常に小さい兼業農家といふようなものは、協業によってやっていくというふうな形に持っていくというの、その協業自体が一つの経営規模の単位だ、こういうふうにして考えますならば、やはりある程度の協業によつて、協業単位としての経営規模が成り立つような農業、こういうふうにして考えなければなりません。だから、その協業体の中の一人一人が必ずしも自立農家といふふうには見られないと思ひます。協業体全体として一つの経営単位としても農業をちゃんとやつていく、こういうふうな意味におきまして、やはり協業という点も、不可欠とはいはれませんが、必要な形態だ、そういう意味におきまして、八郎潟とか、いまの公団による模範牧場、こういうものは両面があるんじゃないでしょうか。個人としても自立経営ができる、しかし、協業体として大きい単位の中でより以上の自立経営の成績がある、協業体自体の単位として

て……。こういう二つのねらいがあるというふうなことは考えまして、一つの自立経営の育成ということと、それを協業によつて行なうということは、矛盾するものじゃなくて、自立経営を協業によつても行なっていくということが必要なんだ、矛盾して相排斥し合うものじゃない、一つの経営体として必要なことだ、こういうふうにして、八郎潟のあるいはまた共同模範牧場といふようなことを考えるわけですか。

○東海林委員 私どもはこの共同経営を中心として考へべきだといふことを主張しているのですから、こういう模範を示されることは、まことにけつこうだと思ふのです。しかし、先ほども申し上げますように、平地稲作を中心とする経営の模範を示す場合にも共同経営だ、今度の酪農でも模範を示す場合にも共同経営だ、こういうことであるならば、大臣はすぐさま自立経営農家の育成というものを中心的なところから下げることが簡単には言いきかぬかもしれせんけれども、やはりそういう点の基本的な態度をはっきり出さないと、何か模範経営といふこと一般との結びつきの間には矛盾を感ぜざるを得ないのです。これはこれ以上お答えを要求いたしません、ぜひその点はひとつ真剣に御検討をお願いしたい、こういうことを申し上げまして、他の同僚がたくさんございまして、私の質問を一応終わります。

○濱地委員 榎崎助之助君。○榎崎委員 私は、三十七年の農地開発機械公団法一部改正のときに、いろいろと農林省にお伺いをした責任上、おまに基本的な問題について、大臣にお伺いをしたいと思ふのです。そこで、まず第一番に、三十七年の法改正は、一億五千万に及ぶ赤字を一億五千万の政府出資をもつてそれを埋めるといふ法改正が主であったのです。そこで、三十七年の当時、これは農地開発機械公団法の単なる改正ではなくて、一つの新しい出発を意味するものではないかという議論をやつたわけですか。そこで、新しい性格のもとに新発足をするという性格でいくべきだということでは、

いろいろな従来の欠陥も指摘をしたわけですか。さらに従来の公団がやつておつた、たとえば根柵とか上北等の事業も終えて、農業基本法の施行とともに、構造改善その他いろいろの問題を中心にして、今後機械公団の活用がはかられるといふふうになつてきたと思ふのですが、特に四十年以降の公団の方向、あるいは公団をどのように活用していくか、そういう点について、大臣はいかなる計画をお持ちか、具体的に示していただきたい。○赤城國務大臣 せっかく機械公団ができておるのでございますから、その目的に沿つて十分有効に活動できるように方向に持つていくことは当然だと思ふます。そういう意味におきまして、やはり農地の造成といふ点も、開拓パイロットあるいは八郎潟もそうでございますが、そういう面に積極的に活用する、こういうつもりでございます。

○榎崎委員 積極的に活用していかれるその法的あるいは制度的な根柵はどこにあるのですか。○丹羽政府委員 御承知のとおり、機械公団は、法的一条で、高効率の機械を活用して、農業経営の合理化及び生産力の発展に資することを機能といたしておるわけでありました。したがって、高効率の機械を使うという立場におきまして、これに見合う事業を実施する。その過程におきまして、その機械という観点から、これを活用するその法的根柵はいかにと御質問でございますが、私どももいたしましては、公団法の業務に關する規定の中に、二十一条、「毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し」、「農林大臣の認可を受けなければならぬ」。この過程におきまして、いま申しました趣旨に沿つて活用をはかつていく、かやうに考えております。

○榎崎委員 その問題であるわけですか。三十七年度に業務計画が大臣の認可事項になつたのです。しかし、問題は、公団のほうから計画を出し、そして農林省でいろいろ検討しようじゃないかという姿勢なんです。農林省のほうが一応の内規を持つて、つまり、公団に指示をして、そしてそ

て、

の指示の基本計画と申しますか、そういう計画に基づいて、公団で一つ業務計画を立てなさいという姿勢じゃないに、まず公団のほうに計画を出しなさい、それに基づいて、いわゆる財政上農林省として検討してみようじゃないかという姿勢なんですか。その点はどうでしょうか。

○丹羽政府委員 お答えいたします。
たとえば水公団、これは水系を指定いたしました。利根川の水系において水の合理的利用をはかる、そういう意味を持ち、愛知用水公団は木曾川からどこどこに水を引く、そういう本質的な成立の目的を持っておるわけでありまして、ところが、機械公団は、設立の当初からこの一条はそのままでございます。高効率の機械等を保有して、これを貸し付け、効率的な運用を行なうということを使命といたしておるのであります。したがって、上北、根釧の事業におきまして、この機械公団に国が事業を委託するという形において処理されたものでございます。したがって、機械公団の事業というものは、事業計画の中で、国の事業につきましても、国の事業の性質が、たとえば大規模な開拓事業であるというふうなもので、本公団に委託することを適当とするものは、こちらのほうで委託するたてまえを最初からお話をいたしました。そして事業計画を積み上げてまいります。それから国の事業以外でございますれば、地方庁の事業その他につきましては、これは本事業を機械公団に委託することを適当と思つたという立場におきまして、地方庁その他もあつたという立場をとつておる。機械公団の存立の目的と現行法との関係から考えまして、そういう処理をいたしていただくわけでございます。それらを取りまとめたとして機械公団の事業計画として作成して、認可を受けらる、こういう仕組みになっておる次第であります。

○榎崎委員 農林大臣にお伺いしたいのです。三十七年の法改正当時、当時は河野大臣でございまして、上北、根釧等の仕事も終わって、一体今後公団を殺すのか生かすのか、真剣に——もちろん、これはやはり活用すべきだというふうな御

答弁があつた。いま赤城大臣のお話を承りました。せつかくあるものだから、これを活用するという御答弁なんです。非常に消極的な感じを受けるわけですね。一体、政府関係機関としての機械公団をいま赤城大臣はどう思つていらつしやるのか。お聞きしたいと思つていらつしやるのか、それとも、やつぱりだが、あるから、とにかく少しづつでも国からめんどう見ようじゃないかというのか、生かす殺さすというところもございまして、その辺率直な大臣のいまのお考えを聞いておきたいと思つておる。いま宅地の造成なんかでも、相当大型の機械でどどんと造成をしていっている、こういうふうな時代でございます。でございまして、農地の造成等もやめていかなくちやならぬ。ことに私は、土地改良などにおきましても、昔の土地改良、手労働みだいでやつていたのと違つて、相当起伏のあるところや何かにおきましても、大型機械、土木機械などを入れて土木改良が相当行なわれなかつたんじゃないか、こういうふうに思つておる。しかも大規模に行なわれていかなくちやならぬ。でございまして、新しくつくらなくても、せつかくこういう目的を持って、そして事業としても、いま農地局長から御答弁申し上げましたように、委託を受けて農地の造成または改良の事業を行なう、あるいはその他業務としてもいろいろあります。こういうこともあつたので、公団から事業計画とかそういうものが出てくるのを待つておるということではなくて、やはり国としてこういう農地の造成をやりたい、改良をやりたい。入郎漏などもその一つの例でございます。そういうことがどどんと出てくるはずでございます。でございまして、農地の改良、造成等を行なつていくということが、こういうときになつてはなお必要だ、こういうふうに考えます。

○榎崎委員 三十七年の膨大な一億五百万という公団赤字の問題について、河野大臣は、結局これ

は公団が不正をやつてつくり出した赤字が原因だ、仕事が少なかったからつくり出した赤字が出たのだ、したがって、これは河野農林大臣のおことばですが、「政府が企画しなければその仕事がない」ということではございませんか。とおっしゃいます。赤城農林大臣は、政府が企画しなければその仕事がない、そのお考えになりますか。

○丹羽政府委員 先に私から……。実は先生御指摘のとおり、三十七年までに相当な赤字を生じておられます。この赤字の原因につきましては、当時もだいたひ議論されたわけでございますが、一つは、無出資のいろいろな事業をやつておる、一つは、公団というところが、事業の性格上無理なのでないかという問題がございまして、それからもう一つは、農業土木は、御承知のとおり、農閑期にやらなければならぬという制約がある。それから非常に先進的な機械をパイオニア的に使つておる、苦しい事情もある。そこで、三十七年にいろいろ御議論をいただきました。過去の赤字一億五百万をたたく込んで消しますと同時に、それから出資の増強をやる。毎年一億なり一億五千万ずつ入れますと同時に、その金は一つには、一部は積んでおきまして、利子でもつてその経費の援助をす

ら、それから一つは、無利子の金でございますから、それでもつて機械を買うことによつて相対的に安い機械コストになる。そういうことは政府が援助をいたしまして、その援助の上で、民間ではあまりやりたがらない仕事をむしろ機械公団に機械を使つて大々的にやつていただく。そこで、最近におきましては、特に北海道の事業であるとか、あるいは大規模な開墾事業というものは、なかなか民間ではやれないわけですね。こういう機関がございまして、これでやつてもらうことが一番適当なわけですね。ことに最近におきましては、圃場整備事業というものが飛躍的に伸びておるから、これ等においてもバケットドローザというふうな新しい機械を使つてやる新工法も大いに考えていかなければならない。そういう仕事について、機械公団にお願いする。そしてそれにいろ

いろ御無理があるから、政府が出資をしたり、経費を削減するための基金を機械公団に預ける、そういう措置をとりまして、三十七年以来、八年は黒、九年は目下のところ期中でプラス・マイナスとんとんにいく見通しでございます。

そういう意味で、国が仕事を与えなければいけないのではないかと御質問でございますが、私もといたしましては、いろいろな仕事のうちで、民間にはなかなかやれない仕事で、かつ、大きな機械を使つてやるのが適当な仕事を機械公団がやることを任務と心得ていただいて、そういう仕事を機械公団にお願いをし、かつ、機械公団は割り合はる仕事でありまして、政府の出資を三十七年以來毎年やつておるわけですね。それをもつて経費を安くして赤字を生じないようにする、そういうふうな機械公団を位置づけておるわけですね。政府の仕事がなければやれないかといへば、まさしくそのとおりでございます。ただ、機械公団を生かすために、政府の仕事を与えておるわけではございません。仕事の性質上、機械公団に適するものは機械公団にお願いする、こういう立場でやつておる次第でございます。

○榎崎委員 三十七年当時の答弁といまの局長の答弁とはたいへん違つたのですが、そういう方向で考へておられると、私は根本的にここで議論を蒸し返さなくてはならないというところになるわけですね。公団が公共性と企業性と二面の性格がある。だからたいへんむずかしいであらうということ、そのとおりなんです。むずかしいから、国が十分指導をしなくちやならない。したがって、私は、その当時も、国の行政指導の方針と公団の実施計画の間にズレがあるのであるから、そのズレがあるという原因は何か、これはやはり制度的なそういう裏づけがないから、法的な裏づけがないから、だという指摘をしたわけなんです。さつき業務計画が農林大臣の認可事項になっておるから、そこで指導する——それは指導じゃありませんよ。先ほど局長は説明されましたけれども、それは指導にはなりませんよ。いまの局長の御答弁からい

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十三号 昭和四十年四月六日

きますと、ある仕事を与えて、そしてそれにふさわしい人的、物的な構成をやっていくというのが普通の公団のあり方だと思っております。ところが、農地開発機械公団に関しては、いまある施設をどのように収支とんとんにいくようにやるかということが第一義的になっていくわけですね。それで、仕事の内容その他は第二義的になっていく。ほんとうの目的のためにそれが生かされておるかどうかというところは、第二義的になっていく、そういう内容ですね。そこで、私はお伺いをしたいのですが、そういう経営資金をどうするか、どのようにならぬかという見方ということも大事でしょう。それから新しい機械を買わせるということも大事でしょうが、問題は、公団がかかえておる機械をどう稼働させるかが問題なんです。したがって、事業量の確保ということが、むしろ農林省のめんどろを見る中心点でなくてはならない、私はそういう点を申し上げておるのです。だから、何ともしも事業量の確保についての国の責任と申し上げますが、そういうものを私は問題にしておるわけですね。その点については、三十七年のときには、こういう御答弁を農林当局はしておられるわけですね。たとえば国営のものももちろんのこと、県あるいは市町村営の開拓事業もできるだけ公団にやらせるようにする、そういうふうに行行政指導をする。行政指導というところで片づけられますけれども、それは制度的な裏づけがないから不安定ではないかということをぜひおっしゃいました。そこで、行政指導でやるんだとおっしゃいました。そこで私は、その点にはたして行政指導がやられたかどうか、その点についてお伺いをしたいのです。が、芳賀委員からの資料要求として出されたものの中に、「二ページの四項、「農林省の公団活用について」、これで見ますと、国が国営のもののうち公団に仕事をやっておられるのは、せいぜい一五％、あとの八五％というのは、公団みずからいろいろ走り回って仕事を取ってきたというのです。結局国がめんどろ見ておるのは、仕事量の一五％、そういう数字だと思いますが、どうでしょうか。

○丹羽政府委員 たいへんむずかしいことを御指摘になっておるわけですが、前にも申しましたとおり、ある仕事をやるための公団でございますれば、その仕事を完結するための任務がある。機械公団は高性能の機械を保有して、これを活用することを任務とする。そこで一方、その農業土木事業は、申請によりまして、それぞれの地区で事業が行なわれるわけでございます。それらの地区は、国の事業といえども申請によって行なっておるわけでございます。そこで、それらの事業に対しては、国がこの機械公団の機械を施工者として使わせる、随意契約で使うという問題につきましては、機械公団の仕事に適した仕事であることが、設立の目的からいましてどうして必要なのかわかります。それからもう一つ、そういう性格の仕事は県にもございます。この資料といたしましては、国が随意契約でやった数字を計上いたしておりますが、県がやる県営事業に対しては、私も私どもが間に入って口もききまして、この性格に合うものは、機械公団にやらせるように行政指導をしておる。これは行政指導以上には越せない問題なんです。それからさらに小さいものになってまいりますと、今度は大型な機械をあらわらこちらに移動して固着させるというところに相なりますと、事業量を与えることが、逆にコストの面で赤字の原因になるのです。相当規模をこえて定着いたしました、まとまった仕事をやるというところが、赤黒の観点から申しますと、非常に大事なことです。そこで、赤黒の観点も加味して、機械の性格上、セメント工事をやる公団ではございませんで、農地を中心とする機械公団でございますので、そういう立場から適当と考える仕事を国は随分とやっております。それから同様の性格の事業は県にもございますから、これは県に対してあつせん指導する。これ以上法律的に強制するということも適当でないと思っております。それからあまり小さいものは、今度は公団の立場でやってくれたけれども、公団が損得の面では赤を生ずる、そういう事情がございます。

して、いろいろの角度から検討いたしましたして、事業量の面ではこれに適する事業量を確保する、それから経営の面では安い金を与える、それからパランスの面から申しますれば、利子でかせげるような措置を講ずる、この三者の組み合わせによりまして公団を活用しておるわけでございます。その結果、先ほど来よく申しておりますが、三十六年までは御指摘のとおり毎年八百万円近い純損を出しておりますが、三十七年以來はこの損をなくし得るようになつておるわけでございます。事業量の確保ということも、以上申しました立場から十分慎重に打ち合わせをしまして、そして打ち合わせの結果のものが事業実施計画として形式上出てまいり、その前には非常な事前的な打ち合わせがあるわけでございます。ただ、それではめんどろくさいから、法律的に、自分で仕事をやらねばならぬ相手方は、ここへやらさねばならない、こういうふうな法制化しろという御意見もあるのでございます。

「委員長退席、仮合委員長代理着席」
これは私は相当問題になることである、かように存じておるわけでございます。

○榑崎委員 いろいろよく言われたのですが、そうすると、いまのお話でいきますと、一五％くらいしか国がめんどろを見てやらないということ、公団と話し合いの上こうなったのだとおっしゃいますか。

○丹羽政府委員 三十七年以來、三十九年も四十年も、事業計画量の確保については、公団と地区別に打ち合わせをいたしました、これはひとつ公団でやってもらいますし、やらせましよう、あるいはやらせてもらいたい、やらせましよう、あることで、国営事業についてはやっております。具営事業については、県が事業主体でございますから、公団を使わなければならぬと強制的に、法律的に強制するわけにはまいりません、あくまでもあつせん、依頼を通じて、農政局、県庁、それらを通じてその仕事をやる。公団の事業量は最近におきましては、お配りした資料にもござい

ますが、三十四、五年の七億程度から、三十九年の計画では二十五億まで伸びておるわけですね。

○榑崎委員 どうもよくわからないのですが、そういうふうに、農林省で扱っていらつしやる事業の全部について、公団と打ち合わせの結果、結論として、その全事業量の一五％しか公団向きでない、それ以上やるとたとえ公団の赤字がふえる、公団とそういう連絡の上、一五％になつたわけですか。

○丹羽政府委員 この資料にもございしますが、一五％が三十九年では一八％に相なっております。一八％にするために四億の事業をきめたというわけではございません。農地局のやっております事業の中には、水路をつくるかん排事業その他いろいろございします。かん排事業その他は機械公団の事業には適しないわけでありまして、そこで、機械公団に適する事業というのは、猪足のときが御承知のとおり上北、根釧の開墾に始まります。それに要する高性能の機械を整備してつとまっております。したがって、農林省のやる事業のうちで、開墾の事業のうちで、田舎のうちで、地区別に見て、あまり小さいものは機械公団としても迷惑なのです。相当規模がまとまって、何年間かそこに機械を置いておけば、機械をあらわらこちら動かさぬでもいい、そういう適当な仕事のことを機械公団と御相談してきめておるわけでありまして、そういう性格の仕事は県営にもございします。県営でも、それやれ、これやれと言っても、機械は移動させていたのでは、大きな機械でございしますからコストがかかかってしょうがない。そういうコストの面や収益の面も加味して、事業個所を個々に御相談してきめた数字が四億でございます。全機械公団が受託事業でやっておりますものが二十二億でございます。これとの差の中には、県営の開墾事業等が中心になり、さらに最近の問題としましては、県営圃場整備事業というふうなもの、明らかに機械を使つてやることを考えまして、機械公団でも、まとまったときはそれを使つたらどうですか、そういうような立場で県にも依頼したりし

ておるわけでありませぬ。いずれにしろ、一八〇と
か一五〇にするというものではございませぬ。の
で、地区別に、機械公団の機械の性格、コスト、
そういう立場から見まして、御相談をして場所を
きめておるわけでありませぬ。

○榎崎委員 簡単にはつきり言ってもらえはいい
のですがね。
それでは大臣にお伺いしますが、結局いまや
りの中で、御承知のとおり、結果的には一五〇
しか国が仕事をやっていない。これが国の行政指
導の結果なんです。あとは公団にまかせればな
し、こうなります。そういう状態での責任が
果たされておるとお考えでしょうか。

○赤城国務大臣 国の責任というよりも、公団の
機能を発揮させる点においての行政指導として、
十分やっているわけでありませぬ。もっとやるこ
ろがあればもっとやらせる。これはもうその計画
等に従って、仕事のあんばいといひますか、これ
はやっていってしかるべきものだと思いますので、
いままでは一五〇程度であったのでございませぬ
けれども、これはもっと上げていひし、あるいは
もっと公団自身が委託を受けてやる目的になつた
仕事に相当すれば、その率は減ることもあると
思います。ふやすこともあると思ひます。これで
責任が果たされたか果たせなかつたかといふことにはな
らぬじやないかと私は思ひます。

○榎崎委員 臨調からの公団に対する答申があり
ますけれども、この中に「公団の経営はきわめて
不安定で、三十七年度以降の政府出資をもつてし
ても三十九年度以降運転資金に多額の不足を生ずる
ことが予想される。非常に経営が不安定である」と
いう見通しを立てておられる。これは「当該公団
の収益力を抜本的に改善するのになければ問題の
根本的解決は望みえない」としたがつて、以下「国
営の開拓パイロット事業のうち公団保有機械によ
って施行することのできる開墾作業、酸性土壌
改良事業は原則として公団に施行せしめることと
するほか、云々とすつと書いてある。「北海道総
合開発計画による牧野の造成および八郎瀧耕地整

備事業についても公団で施行可能なものは極力当
該公団に受託し、これらの施策によつて農地開発
の実施業務に關しては、農地局に代替しうるほど
の当該公団の能力と規模を早期に確立する必要が
ある。そのためには、現行の国営農地開発事業の
公団への解放を全面的に検討しなければならな
い。」この臨調の答申に対してどのようにお考えで
すか。

○丹羽政府委員 臨調の御指摘のうち、前段の經
営の不安定の問題は、私も真剣に考えまして、何
が経営を安定させる根源であるかという立場で、
ずいぶん研究をいたしました。経営の安定の問題
は、やはり出資金を持つこと、かつ、その
出資金の中で、経営安定に使える資金を持つこ
うことが一つ、それから機械も安い機械を持つ
という二つ。当初の赤字の時代におきましては、
公団は高いという議論がございまして問題になつ
たわけがございませぬから、無利子の金をたき込
むことによつて利子コストを軽減することに
なつて、安くて、したがつて、相手方も喜んで
使つてもらへる、そういうふうな考えが必要があ
るといふことで、出資の問題においても非常に努
力を数年続けておるわけでありませぬ。それから機
械の更新の問題につきましても、ことし初めて資
金運用部から三億、この一部はきょう御審議願
つておる牧場関係の一部を含みますが、資金を導
入する道を開きまして、これも新しい任務に即応し
た機械に昔からの機械を転換していくといふこと
も考える必要がある。そういう立場で、経営の安
定につきましても考えますと同時に、国営のパイ
ロット事業とか大規模な圃場整備事業とか、そ
ういふものは極力公団にやらせるように指導もいた
しておられます。そういう形で事業量を確保して安
定をはかる。この路線はここ三年間はうまくい
つておると私は思つておられます。その路線を進め
ることによつて、御指摘のような不安定な結果にな
らないようにいたしたいと、かように思つてお
ります。

ただ、最後の指摘の問題、いまおっしゃいまし
た、実施事業を農地局に代替するように解放しろ
という趣旨の問題がございませぬが、これは実は本
質的に違つた問題なのでございませぬ。と申しますの
は、国営事業は、どういふ事業をどうやって、ど
こにどういふものをつくるかというところの調査と
企画と設計は国がやっておるわけがございませぬ。
企業という仕事は水公団も同様をやっておるわけ
がございませぬ。愛知用水公団もやっておるわけ
がございませぬ。そしてできまして設計書に従つて工
事をやるのが機械公団の任務なのでございませぬ。
専門用語を使ひますと受託公団。設計書を出して
だれかにやらせる公団ではないのです。設計書に
従つて現実にブルドーザーを動かす、現実にオペ
レーターを使うという公団です。したがつて、そ
ういふブルドーザーを動かしたりオペレーターを
動かしたりする仕事を、別のいわゆる企画して設
計をするだけの公団に返れといふことではござい
ませぬ。これは機械公団を廃止して新しい公団を
つくればという御主張であるわけがございませぬ。
後段のこの問題については、本質的に見解を異に
しておられます。これは機械公団廃止論と私た
ちは理解しておられます。

○榎崎委員 いま経営の不安定の原因について、
局長のお答えを述べられたわけがございませぬ。そ
こで問題を通じて機械類全体の稼働を高めるのでな
ければ、当該公団の粗利益率の向上は望みえない」と
いう指摘、それはそのままだと思ひます。ただ、そ
のためには、たとえば公団に謝け負わせると高い
という問題もあるから、安くできるうちに、そ
ういふ手配をしたいといふこともよくわかります。
そこで、いずれにしましても、公団活用の現状は
いろいろありますけれども、理由
一五〇と結果的には示されておるわけがございませぬ。
にはどうでしょうか。

○丹羽政府委員 私のお願としては、結果的に
収支をごらん願ひたいのであります。結果的には
赤でないように事業量の確保——国の事業だけが

公団の事業ではございませぬ。むしろ、果営の事
業その他を通じて、全体として事業量を確保
するといふことが大事ではないかと、このこと
で、三年私どもはやつてまいつたつもりでござ
いませぬ。その結論は収支にあらわれておるのでは
ないでしょうか、かように存する次第でありませぬ。

○榎崎委員 私がいまお伺ひしているのは、国が
どう活用しているかという観点からお伺ひしてい
るのである。収支がどうかということをお伺ひ
しているのではないですよ。それはまた別に議論しま
すよ。いまお伺ひしている観点を申しますか、そ
の点をはつきりしたいと思ひます。国の活用の
点については、結果的には一五〇しかないじや
ないか。いろいろ理由はあつても、一五〇しかない
じやないかといふことを言つておられるのです。い
かがですか。

○丹羽政府委員 お答えいたします。
実はいま詳しく申し上げればいいのですが、同
じ開拓事業でございませぬ。国営の開拓事業の
分量といふのは、果営に比べて相対的に非常
に少ないわけがございませぬ。したがつて、事業量
を確保するといふ立場から見ますと、国の事業を
直接隨意契約でやるよりも、もっとより多い範囲
におきまして果営事業を公団が受け持つといふこ
とが、事業量確保の目的に沿つていふこともなるわけ
がございませぬ。したがつて、これはまさに国が隨意
契約で公団と契約した量を書いてございませぬ。指
導行政の問題といひましては、果営事業で行な
われるように努力しておられます。その点は御了解
をお願ひいたしたいところでございませぬ。しか
し、国営で国の直接に委託したものが公団の全受
託事業のうちの一八〇じやないかといひます。数字
で示しているとおり、まさしくそのとおりでござ
いませぬ。

○榎崎委員 そこで、果市町村営についてはまた
別にお尋ねいたしますが、少なくとも国営につ
いては、三十九年度は一八〇になつておられますが、
このパーセンテージがすつと向上する見込みがあ
るのですか。いままでの局長のお話を聞いていま

すと、向上する余地はもうない、一定の限界があるような結論になるでしょう。いまの御説明だと、公団といういろいろ相談してやっていると、結果はこういふことになるのだということですか。

○丹羽政府委員 公団の事業に適しますところの事業としての国営開墾事業、これは今後その事業量としては伸びていく。それから県営パイロット事業も、事業量としては伸びていくと存じます。そして伸びていった個所で、公団の事業に適合するものが比例してふえていけば、これはさらにふえていくわけでございます。問題は、それに見合う事業がどうなるか。国営の開墾事業、あるいは県営の開墾事業、あるいは開墾事業、いわゆる土地改良のうちの農用地造成事業が将来にわたってどのように伸びていくかということが、その中で公団がやるシェアを左右する問題でございます。したがって、公団の角度からものを見ても、これだけでは判断できないように思います。国の全体の農用地造成事業の伸びから見まして、公団がやる部分がふえていく。私は、一般論としては、草地造成事業も力を入れております。それから国営開墾といいますが、農用地造成事業にも農林省は毎年力を入れております。ことしは約一三〇〇増しになっております。そういう立場から判断いたしますれば、これで頭打ちとは考えておりません。

○榎崎委員 それでは確認をしてもいいのですが、では三十九年度までの国営事業では、一五〇ないし一八〇しか公団にやらせることができない、公団の能力からいって、あるいは性格からいって、それで公団と十分話し合いの結果、こういうことになったというのですか。

○丹羽政府委員 これはたとえは国営事業の一八〇を機械公団にやらせたというふうな事ではないのであります。公団が全部受託事業としてやった二十二億に對しまして、国が委託したと考えられるものが四億という意味の比率でございます。したがって、この四億のほうは、国のパイロット事業がふえますれば、四が五になり、六

になり、と同時に、公団の全事業二十五億が三十億、六十億にふえてまいりますれば、その率は変化いたしますわけでありませぬ。国の事業の一八〇しか公団でやらなかつたという意味ではございませぬ。

○榎崎委員 いまの私の言ひ方は間違つております。そういう意味です。公団の全部の仕事のうち、国がめんどうを見たのは一五〇ないし一八〇、それでいままでの農林省の国営のうち精一ぱい公団に仕事をやらせたのでしようが、いろいろ公団と話し合った結果、もうこれ以上やれなかつたということなんです。その辺を確認しておきたいのです。

○丹羽政府委員 三十九年度の事業計画をつくりまして、もちろん、公団のほうでも現地に当たりまして、現地の意向も聞いてまいります。私のほうも私どものほうの立場で、公団にやらせていいんじゃないか、適当と考えるというふうな立場で判断する。そういう立場で話し合いをいたしまして、国営の部分の四億というのを計画にきめたわけなんです。その際に、全体の事業量が二十二億です。計面としてきめたわけです。実績は若干それれ上回つておる、かように考えております。

○榎崎委員 それでは資料要求をしたのですが、三十九年度でよろしいのでございませぬが、一八〇の内容です。それから現在市町村営の事業で公団が受託をした金額と申しますか、%といひますか、それを各県別に、各市町村別にもしてできましてら出してもらいたいです。

○丹羽政府委員 資料を提出いたすことにいたしますが、地方公共団体等で何地区幾ら、農協その他等で何地区幾らというのにはすぐお出しできません。町村別という意味が、何地区というのが名前をあげろという御趣旨でございませぬ、すぐ入れれば入れますが、場合によりましては若干おくれるかもしれませぬ。その点御了承願ひたいと思ひます。

○榎崎委員 けつこうでございませぬ。できるだけ詳しくお示しただきたいと思ひます。

そこで、政府の三十七年度以降の出資についてちよつと御説明いただきたいと思ひますが、これはあつにして、大臣がおられますから、大臣にお伺いをしたいのですが、どうも大臣には積極性がないような印象をさつきから受けてしかたがないのですが、臨調の答申に對するお考えを、これは最高責任者ですから、大臣にお尋ねを重ねていたのです。要するに、公団を今後とも伸ばしていい、そのためには、局長からいろいろ御説明があらりましたが、そういう考えも含めて、若干それは水資源公団あるいは愛知公団と性格は違ひますけれども、どうしてそういう農林省の基本的な考え方を法的に公団に示すようにならぬのか。どこに欠陥があるのか。愛知公団あるいは水資源公団では、大臣が基本計画を指示するようになっておる。機械公団については、どうしてそういう指示がでないのか、大臣にお伺いをいたしたい。

○赤城國務大臣 臨調の答申でございませぬが、内容が相当充実してきたということは、局長の答弁のとおりでございませぬ。

それから第二の点で、積極的に生かすということをしたらどうかということもございませぬが、國のほうは委託するほうでございませぬ。でございませぬので、実施計画等ができて、どこでどういふ事業をやるといふ場合に、受託機関である機械公団に委託せよということもございませぬので、機械公団そのものは、自分の委託を受けたこと、國からの受託あるいは自分で仕事を見つけてやること、そういうことで十分これは活用できておると考えますけれども、國が委託するということにつきましては、なお一そう適當と思ふことは機械公団に委託する、機械公団のほうでは受託する、こういうことは進めていきたい、こう思ひます。

○榎崎委員 この基本計画を公団に指示を法的にできないというのにはなぜかと聞いています。愛知公団あるいは水資源公団では、それがあつてはないか。この公団の場合は、ただ公団側から業務計画を出して、それを認可事項にし、認可の際にいろいろ指示をするというさつき局長の御答弁でしたが、それは逆ではないかと私は言つて

いるのです。大臣のほうから指示をして、そうしてその指示によつて計画を出すというふうな形がいわゆるレギュラーではないか。まあ公団のほうお出しなさい、そうすると、それについていろいろ検討して見ましようじや、國の指導は不安定ではないかということも言つておるのです。だから、大臣が指示できないその理由は何かと聞いています。

○丹羽政府委員 その点は、私から先に一言事務的な立場から申し上げますと、水資源開発促進法というのがございまして、水資源を開発するため、利根川に河口せきをつくる。これは國の基本方針として定めるわけで、その場合に、水資源公団では、國の示された基本方針、つまり、利根川なら利根川に河口せきをつくるという仕事の設計、それから具体的にどういふふうに取り進めるかという具体案をつくつて、実施計画として出して承認を受けるわけで、愛知用水は、過ぎ去つたこと

でございますが、長野県にダムをつくつて、それだため、木曾川に水の余裕をつくつて、一定の場所から頭首口をつくつて、知多半島に流す、それをやりなさいと示して、愛知用水がそれをやるための具体的な水路の設計、取り入れ口の設計、ダムの設計をつくつて、これを業者に請け負わしておるわけでございませぬ。ところで、機械公団につきまして、そういう関係から見直しますと、機械公団は、いわばその例で申しますれば、水公団のつくろふとする河口せきの工事を受け持つ会社、あるいは愛知用水の水路をつくるわけでありませぬ。したがって、機械公団に一定の事業を法的にやれということもできません。その事業そのものをどういふふうにやれということ、別の法律なり何なりで定めることになるわけでございますが、幾らきめても機械公団とはかみ合わない、こういう結果に相なるわけでありませぬ。機械公団は優秀な機械を持って、そういう工事の施工を能率的にやり、施工公団として設立され、上北、根釧はどうかというふうに開発する公団の方針をききました。それをひとつ工事をやつて

くださいというふうに委託したわけでございます。

したがって、そういうお話が前々からございますので、いろいろ研究をいたしてみたいのですが、機械公園に上から、これをやれ、たとえば九州の開発をやれというふうに示すわけにはどうしてもまいらない、こういう関係になるわけでございます。

○丹羽政府委員 ですから、基本計画としてでなくて、たとえば国営事業として、地元の御要請によつて、九州の彼軒なら彼軒の農地造成事業をやろうということが、土地改良法の手続によつて確定する。それはあくまでも新しい事業計画として確定をいたす。その際に、その事業に即応して、現実には山を切り開き、道をつくる仕事は、本来ならば、事業主体である国の事業所が、一般に公開入札をして工事をやらせるのが筋でございます。

ただ、機械公園がせっかく優秀な機械を持って、能率的にこれがやれる立場において、国は機械公園と随意契約で、その仕事を機械公園に委託をする。こういうことに相なるわけでございます。その場合に、それをことばを簡単にして、西彼軒における農地造成事業は機械公園に指定してやらせるといふことを事前に相談して、私のほうの内部訓令として事業所に示せば、それで足りるわけでございます。その相談の上に、全体の機械公園の事業計画が積み上げられて、承認されて動いていく、こういう形になればいいわけでありませう。国営事業に限ります限りは、内部訓令で済むわけでございます。それを今度は国営事業以外の国営事業に強制しようということに相なりますと、これは根本的な問題でございます。これを先ほど来申しているわけでございます。

○榑崎委員 そうすると、結局国が公園を活用する、あるいは生かしていくという責任は、法的にはないことになりませうね。その辺はどういうふう

に考えますか。ただ業務計画を認可事項にしておるといふ点だけで、それでこと足れりとされておるのか伺いたい。

○丹羽政府委員 国の責任をいたしましては、公園法一条にございませう。農用地の造成、改良事業に要する高効率の機械を導入して、これを貸し付け、効率的な運営を行なうことを目的としてつくったわけですから、その本務を果たせるようにする必要はあつたわけですが、それが、考へようによりましては、その本務を果たすために赤字を生じようとも、赤字は国で埋めておるわけでございます。しかし、赤字を埋めるといふことは消極的であるから、赤字を発生しないように合理的にやつて、高性能の機械の効率的な運用ができるように、コストを安くさせるために無利子の金を公園にたたき込むなり、あるいは基金を設けるなりして、経費を少しでも節約して、十分にその任務が果たせるようにしておるの、その責任の立場からこの数年やつておるわけでございます。

○榑崎委員 いまのような御説明であれば、どうして法的、制度的にそれを明確にできないのですか。どうも私はその辺がよくいまの御説明でもわからないのです。それだけの責任を感じておられるれば、それを具体的に裏づけする法的な根拠を与えていんじやないでしょうか。一条はあるけれども、あとは行政指導でしよう。そういうことではないか。

○丹羽政府委員 法的に明確にする、法的に規制するといふ意味が、くどいようでございますが、他の事業主体に対して、機械公園を使わなければならぬというふうに法的に規制しようということでございます。これは問題であります。それでない限り、国の事業であります限り、法に規制しなくても、当然内部訓令でできるわけでございます。その必要はないということでありませう。

○榑崎委員 しかし、現実には、一八%以外の事業は公園が自分でいろいろ努力してやつておるんじゃないですか。その点は、私はその資料を見て

みないとわからないけれども、公園の全事業量の八二%については、公園が一生懸命独自の活動をやつて、苦勞して事業量を確保しておるのじやないですか。それはあとで資料を見て再度質問しな

○丹羽政府委員 私は、公園がいい機械を持って高効率で仕事ができれば、公園が苦勞しなくても、人さまが頼んでくるはずだといふ根本的な考へを持っておるわけでございます。でございますが、そこで、高いと、なかなか頼みもこないという問題があるから、エコノミカルに問題を進める必要がある。そこで、先ほど、一八%以外は公園が苦勞して自分でやつたのだらう。確かに御苦勞してやつておられますが、くどいようでございますが、私どもも、果と、果営事業に対します公園の活用につきましては、行政指導であつせんを大いにこなつておるわけでございます。

それから立ちましたついででございますが、資本金の出資の内容は、第一回の本委員会の配付資料の一八ページに掲示をいたしております。

○榑崎委員 果営等についてどれだけの指導をしておられるか、これは資料で拝見したいと思ひますが、私は、いまの局長の御答弁では、やはり逃げられておられるとしか考へられないわけですが、そこで、私はさらに資料要求をしたいのですが、もしあつたら御指摘をいただきたいと思ひ、年度別の決算の推移については、資料は出ておりますか。

○丹羽政府委員 第一回に配付いたしました資料の一八ページに掲示しております。

○丹羽政府委員 私どももいたしましては、先般、八郎瀧に關しましても附帯決議をいたしております。それから今回の審議も、機械公園に事業付与という立場だけではないと思ひますが、一つの事業が新しく開けることも間違ひございません。それから国営の開墾事業の国の直接の契約、果の開墾事業に対する公園の推薦あるいは圃場整備事業における新機械の利用という立場からの公園の推薦、こういう角度の行政努力は、今後は在来以上に続ける所存でございます。

○榑崎委員 それでは私のきよりの受け持ちの時間は過ぎましたので、また時間がありませんが、先ほど申し上げました資料について質問をしたいと思いますので、一応私の質問は保留をいたしたいと思います。

○飯谷委員長代理 林百郎君。
○林委員 最初に、農地開発機械公園の長期借入れ金の問題についてお尋ねしたいと思ひます。国際復興開発銀行からの借入れ金があるわけでありませうが、この借入れ金にあつたは、公園との間にどのような取りきめがなされて借入れがされたか、借入れについての条件、それから政府の保証、そういうようなものは取りきめられておるかどうか。そしてさらに国際復興開発銀行から借入れをするようになった事情、それをちょっとお尋ねしたい。

○丹羽政府委員 お答えいたします。昭和二十九年ごろと存じますが、朝鮮動乱後、日本の財政事情が非常に窮屈に相なりまして、土地改良事業の予算等が激減をいたしました時期がございました。その時期におきまして、外国の金を使つていろいろな事業をやつたらどうかということが非常に問題になりまして、世銀等といろいろの交渉が行なわれまして、世銀から調査団が参り、そしていろいろなプロジェクトを調査いたしました。上北、根釧のあの泥炭地帯をひとつ開発したらどうかということで、上北、根釧にパイロットファームという開墾方式を導入いたしますにあつたので、機械でそれを大々的にやつたらどうか

というお話がございました。そこで、上北、根釧の開発に対して、それを行なうために機械公団をつくるということに、むしろ先に大型の機械を世銀からの金で買入れる、そういうふうになりまして、それが、機械公団ができました。経緯でありますと同時に、世銀の借入れの発足の経緯でございます。

そこで、御質問の第二点の条件の問題でございますが、お手元に第一回の際に配布いたしました資料の二〇ページに記入添付いたしておきました。世銀の関係では金利は年五分、据え置き期間は三十四年の四月三十日まで、償還期限が四十六年の十一月一日までということが条件でございます。それから保証につきましては、政府保証がこの法律で規定されておいたわけでありまして、

○林委員 農地の造成——草地の造成についても同じであります。そういう国の農業の基盤整備の上で非常に重要な影響を及ぼすような事業について、最初の考えが、外国の資本、まあいわゆる世銀ですか、そういうものの借入れが動機となつてやるようになったというところが、ちょっとわからないわけなんです。本来、日本の農業の計画については、まず日本の農林省が計画を立て、そうしてその資金をどうするかということから出発するならわかりますけれども、外国の資本でやったらどうかという話があつても、それに基いて農地開発機械公団をつくるようになった。その辺のことがわからないわけなんです。それは、どういふ事情だったのでしょうか。もしあなたがなんでしょう、大臣に答えてもらつてもいいわけなんです。ということが、あとからもう一つ原資についても、資金源についてもお聞きしたいのですけれども、この余剰農産物資金融通特別会計からも金が入つておられますので、こういうものは日本の金と違ひますので、やはり日本の農業経営について重要な影響を与えるように思はれますので、聞いておられるわけです。

○丹羽政府委員 もちろん、私どもも、日本の農地の造成なり土地改良は、日本の財政力でやつたほうが当然ベターだと考えますが、この根釧及び愛知用水の事業以後はやつておりません。ただ、先ほども申し上げたとおり、当時国の財政が非常に窮乏であつたことも事実であります。一方、上北、根釧のあの泥炭地帯を開発するということは、北海道等におきましても多年の願望でもございまして、農林省としても、これをやれるならばやりたいという立場に当然立つておられたわけでございます。何ぶんの大事業で、日本の国力で応じ得るやいなやという点も、いろいろ懸念のあつた大事業でございます。そこで、世銀の大型機械を使ひましてこれを開墾すれば、まぐやれるという調査がありまして、それで日本国として、これを世銀の金を使ってやるというふうにきめた次第でございます。

○林委員 同じく余剰農産物資金融通特別会計からも金が入つておられるわけですが、これは御承知のとおり、余剰農産物資金の借入れについては、将来アメリカの農産物の市場の拡大だとか、いろいろの条件がついてくるわけなんです。あなたのおっしゃるの、借入れ金の借入れのコーンシヤルの条件であつて、そういうことのほかに、余剰農産物資金の借入れについて、政府の間で何かこの資金について条件があつたのか、なかつたのか、この点についてもあわせて聞きたいと思ひます。

○丹羽政府委員 機械公団の借入れ金を分析いたしますと、国際開発銀行からの分と、余剰農産物の分と、運用部資金の分と、その相なつております。当初は世銀と農産物が中心になっておりました。逐次それは返しつゝあつて、現在は運用部オンリーでいく、こういう仕組みに相なつております。

○林委員 余剰農産物のほうは、たとへば世銀で、アメリカ本土での機械の購入は世銀の金を使う。それから余剰農産物の金でもってこれを運びまして、上北、根釧にその機械を配置する、そういう

ような使い方が行なわれたわけでございます。御質問の、余剰農産物の資金の借入れについてどういふ話し合いがあつたかという問題でございますが、これはそこにも書いてございまして、お知り、余剰農産物特別会計から借入れられております。したがつて、余剰農産物交渉を機械公団なり農林省が特にやつたというわけではございませんで、余剰農産物交渉によつて日本国に借入れられた金が特別会計として供給力になりまして、その特別会計からこちらは借りておる、こういう関係でございます。したがつて、御質問の、その特別会計ができる一歩前段の問題としての余剰農産物交渉において、いかなる交渉があつたかという問題につきましても、実は機械公団も、農林省も、その前の段階のお話でございますので、よく存じません。ただし、その際の金利と条件が根拠になつて、今度は特別会計から機械公団に出す条件に反映いたしておることは事実でございます。

○林委員 余剰農産物資金を日本政府が使う場合のアメリカ側の条件というのは、私がここでいろいろ言つてもなく、十分御承知で、これは非常に国際的な大きな問題なのです。それがあなたのおっしゃる通りに、日本の国の特別会計となつていふから、特別会計から借入れ、要するに、途中にクワシオンがあるのだから、アメリカの余剰農産物の資金を直接借入れするときの条件とはおのずから異なるだろう、そこまでは言わないけれども、タッチしておらないということをお話しておりますけれども、それはやはり余剰農産物資金が特別会計という日本政府の会計になつても、アメリカ側は、この資金の使い方について、日本政府に条件を出しておるのですから、それは断り切られることはないと思ひます。

○丹羽政府委員 お答えいたします。二十一ページの資料は、ここに書いてあります。三十九年三月三十一日現在で、公団が持つております機械の総台数、これは先ほど申しましたとおり、当初は世銀の機械が中心でございます。当時まだ日本にこういう大きな機械がございませんから、世銀からアメリカの機械を買つた。その後の状態といたしまして、国内の機械を逐次買つておるわけでございます。それらを全部合わせた三十九年三月三十一日の時点におきます機械は五百三十台、いまの先生の御質問は、五百三十台のうち、世銀の金で買った機械、要するに、アメリカで買った機械、これがまだ残つておるか、こういう御質問かと存じますので、こゝに、たいしてそう大きな更新をいたしておりませ

○林委員 更新の時期にきておるといふのはわかりませんが、私の聞いておるの、この機械がどこ製の機械を買つたのかということをお聞きしておるわけなんです。そうしてもしこの機械が更新されて、新しく買入れるとすれば、その機械は、いまどこに注文しようとしておるのかということをお聞きしておるわけです。

○丹羽政府委員 機械は、当初は、先ほど申し上げましたように、外国機械は世銀で買ひましたものでございまして、その際に、国内機械も一部買ひましたが、その機械が三十八年までに逐次更新をいたしておりまして、圧倒的に更新期に入りまして本年からでございます。三十六年の状態について御参考に申し上げます。世銀からの金で買った機械が二百三十八台、それから運用部からの金で買った機械が二十五台、こういう実勢を示しております。

○林委員 更新の時期にきておるといふのはわかりませんが、私の聞いておるの、この機械がどこ製の機械を買つたのかということをお聞きしておるわけなんです。そうしてもしこの機械が更新されて、新しく買入れるとすれば、その機械は、いまどこに注文しようとしておるのかということをお聞きしておるわけです。

○丹羽政府委員 機械は、当初は、先ほど申し上げましたように、外国機械は世銀で買ひましたものでございまして、その際に、国内機械も一部買ひましたが、その機械が三十八年までに逐次更新をいたしておりまして、圧倒的に更新期に入りまして本年からでございます。三十六年の状態について御参考に申し上げます。世銀からの金で買った機械が二百三十八台、それから運用部からの金で買った機械が二十五台、こういう実勢を示しております。

○林委員 更新の時期にきておるといふのはわかりませんが、私の聞いておるの、この機械がどこ製の機械を買つたのかということをお聞きしておるわけなんです。そうしてもしこの機械が更新されて、新しく買入れるとすれば、その機械は、いまどこに注文しようとしておるのかということをお聞きしておるわけです。

○丹羽政府委員 機械は、当初は、先ほど申し上げましたように、外国機械は世銀で買ひましたものでございまして、その際に、国内機械も一部買ひましたが、その機械が三十八年までに逐次更新をいたしておりまして、圧倒的に更新期に入りまして本年からでございます。三十六年の状態について御参考に申し上げます。世銀からの金で買った機械が二百三十八台、それから運用部からの金で買った機械が二十五台、こういう実勢を示しております。

數十台の話でございますから。結論的に申し上げますと、世銀の機械が二百三十八台、あとは国内産の機械と御理解願ってけっこうでございます。

○林委員 それは間違いないか。そうしますと、五百三十台のうち、二百三十八台がアメリカ、それからさつき二十五台と言ったのは運用部資金ですか。そうすると、これは国内ということになりますか。アメリカ製以外の機械はどこから買っているのですか。日本のどおり機械メーカーですか。ちょっと言ってみてください。

○丹羽政府委員 国内産の機械をどこから買っておるかという御質問でございますが、これは後刻調べて資料を出させていただきますと思います。

○林委員 あなたの言うことはだいたい問題があるように、五百三十台のうち、二百三十八台がアメリカで、あとは国内産、更新はされておる。それはそれで、資料がなければ時間の関係でいいですが、国内機械メーカーの中に日米の合弁の会社があるかどうか、これはあとでいいですから、それを資料として出してみてください。その中にアメリカ資本が入っているか。

それからこの公団の事業として、肉用牛の導入だとか、搾乳用の牛を飼育するというようなことが含まれてはいますけれども、この牛を導入というのは、どこからどういふように導入するつもりなんでしょうか。

○榎垣政府委員 共同利用模範牧場に導入をいたします場合の肉用牛もしくは乳牛につきましては、国内産の牛をもって充てるつもりでございます。その購入先は、相当の頭数に相なりますので、牧場所在の農業協同組合、あるいは主たる子牛の生産地の農業協同組合等の協力を得て、導入をほかりたいというふうに考えております。

○林委員 そうすると、外国から、肉用の牛あるいはさつき言った乳を仕上げる飼育用の牛、これを入れるようなことは絶対にないのですか。ないならないと言えらるなら言っておいてください。

○榎垣政府委員 農地開発機械公団の手を通して導入をいたします肉牛もしくは乳牛については、

外国産のものを入れる考えは全くございません。

○林委員 そうすると、将来もこのように事業には政府としては導入しない、国内産の牛をもってこれに充てるというこの保証はできるわけですか。かりに那須地区なら那須地区のとりあえずはそうだが、将来この公団がやる事業で導入する牛については、国内の牛をもってこれに充てる、こういう方針は動かないのですか。

○榎垣政府委員 現在のところ、外国からの導入は考えておりません。

○林委員 だから、目下のところではなく、将来はどうなんですか、言えるのですか、言えないのですか。

○榎垣政府委員 私ども、現在の段階あるいは将来にわたりますしても、外国からの肉牛なり乳牛の導入というものは、品種の改良のための導入は考えておりますが、経営上もしくは一般の増殖用のものとしては、これは民間が独自の考え方で入れる場合は別といたしまして、公的にそのような線で家畜資源の導入をはかろうというふうな考え方は持っておりません。

○林委員 ちょっと大臣にお聞きしたいのですが、これは重要な将来の運営の問題ですが、先ほど私、局長に質問しているように、最初の資金として、世銀やあるいは余剰農産物資金融通特別会計から金が入る、機械もアメリカから入ってきて、漸次更新されている、そう言っていますけれども、更新されている国内の大型の農業用の機械をつくっている会社は、最近はまだ日米合弁の会社がないか、最近では牛の導入はなるべくしないようにする、ただし、品種改良とかそういう場合は別だがと、こういう答弁があるわけですね。今度は飼料の点からいって、最近の飼料業界からいって、輸入飼料が圧倒的に支配してきています。こういう状態の中で、アメリカとのこういう関係において、日本の酪農について、アメリカがいろいろの点で貿易の自由化にからんで圧迫を加えるような、そういう憂いは、大臣としてはどういふようにお考えになりますか。あなたの

責任ある回答をこの点について締めくくりとして聞いておきたい。

私たちは、最近の酪農あるいは食料加工品、乳製品等について、貿易の自由化に名をかりるアメリカの農産物、原料加工品、あるいはそれを持つてきて行なわれているコンビナートの実情、そういうことから考えて、これは非常に大きな日本の農業の圧迫になっておきますので、やはりこの機械公団の問題についても、その点を私たちとしては非常に心配になりますので、大臣から責任ある回答を聞いておきたい、こう思うわけです。

○赤城国務大臣 機械公団等におきまして、その採算という面から申しますと、経営の面から、いろいろ考えられる点はあるかと思っております。でありますから、アメリカから機械を買うということも、これはあり得ると思っております。しかし、それが必ずしもアメリカの圧迫によってどうこうということではないと私は思います。また、圧迫というふうなことであるとすれば、その圧迫を排除しなければならぬと思っております。それは考えません。

それから牛等を買う場合、これは日本で調達するといふ畜産局長の話のとおりでございます。種牛とかあるいは品種の改良、これはアメリカばかりではなく、あるいはフランスとかそのほかから買う場合もあろうかと思っております。でございますが、いまお話しのように、経済的にいろいろ日本が波にありといたしますが、寄せられるような面は、これはいろいろな面であると思っております。そういうことのないように国内の対策を考えていかなければならないと思っております。お話のように何か政治的な圧迫というふうなことはあり得ないし、あるとするならば、そういうものは排除していかなければならぬ、こう私は考えます。

○林委員 今度の改正の第二十四条の六項には、「債券の債権者及び公団に対して資金の貸付けをして他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受けたる権利を有する」とあります。この公団の財産とは何ですか。

○丹羽政府委員 これはかりに公団が破産をするような場合の先取弁済権を規定した規定であります。したがって、財産とは何かといえは、すべての資産でございます。

○林委員 そうすると、機械並びに造成された草地、そういうようなものも当然入るのですか。これはこの文から見ると、要するに、そういうものを万一の場合の保証として担保に入れさせる。そういうことになりましたら、経営のやり方、それから料金、売り渡し、そういうことについて、債権者として国際復興開発銀行、いわゆる世銀が、いろいろな発言権を持つということが考えられるのじゃないですか。私は何も政治的な立場からのみ言わなくても、この条項からいっても、金を貸して、その財産について優先弁済を受けるのだ、そうすると、担保もとるだろうし、あるいは金を貸し付けるときにはいろいろな条件があるでしょうから、今後の運営について、いろいろな発言権を持つてくるのじゃないですか。

○丹羽政府委員 世銀につきましては、先ほど申しましたとおり、過去におきまして借りまして、逐次返済しておりますが、まだ返済済みになっておらない。その限りにおきまして、たとえば破産等の場合の先取弁済の規定は、当時の契約をもととして規定されておるわけでございますが、その場合に、先取弁済のことでございますから、その土地にしろ機械にしろ、それを換価する場合もあられるわけでありまして、これは、その土地なら土地というものが世銀に入るといふふうには考えないで、それを換価して弁済に充てるという考え方で考えられております。

○林委員 そんな機械的なことはやめにしても、たとえば経理内容がおかしい、早くこれを手放せとか、手放す場合にはどういふ価格でやれとか、あるいはそこに働いている者の賃金についてはどういふふうにしるというふうなことを、債権者として言つてこないという保証がどこにありませんか。だから、直接機械が世銀へ行かないにしても、土地を処分しろとか、幾らの金を返済しろとか、

あるいはその事業経営の内容についてどうしろとか、そういうことを言っていないという保証はないわけですね。

○丹羽政府委員 契約をいたしてございまして、返済を契約条件としておられるわけではございませんので、そういうことは過去においてあったこととはございませぬし、今後も外国との契約でございませぬから、返済すべきものはきちんと返済して、御懸念のような事態は発生させない所存でございませぬ。

○林委員 それは形式的な答弁はさうですが、御承知のとおり、外資が入った場合のいろいろな経営についての干渉、そういう事例は枚挙にいとまがないわけなので、この開発公団だけがその例外だということ保証は私はないと思ひます。

その点は、時間があるまいと思ひます、いずれまた詳しく聞くとして、大臣にちよつとお聞きしたいのですが、今度公団債券を発行するという事になつておられますが、その公団債券を発行するに至つた事情、そしてこの見直し、これは買ひオペレーションの対象として日銀に売り渡すというような事態も考えられるのですか、どうですか。

○丹羽政府委員 事務的に一言御答弁いたします。

この債券発行規定を入れましたのは、前回愛知用水公団の際にも御説明いたしました、資金運用部資金法で、債券発行権を持つものに資金運用部から金を貸すという規定があります。そこで、債券発行権は前からも違つた形であつたわけでありますが、債券発行権を規定いたしました、債券発行能力があるがゆえに資金運用部から金も貸せぬという整理をいたしたわけでございます。したがひまして、まず第一点としては、これを現在のところ発動する考えは持っておりませぬ。資金運用部資金を使つて本事業はやつてまいる考え方でございませぬ。

○林委員 将来債券が発行された場合、その債券は日銀に対するオペレーションの対象として運用できるものであるかどうか、これは大臣にちよつ

と聞いておきたいと思ひます。いまのところは、具体化してないから、まだそれほど考へておられないというのですか。もし発行された場合は、普通の政府債のようにそういう機能を持つわけですか。

○赤城国務大臣 先ほど農地局長から御説明申し上げましたように、資金運用部から金を借りるという事で、公債の発行権限を付与したという事で、現実には公債発行はいたさないわけでございます。これは御承知のとおりでございます。

○林委員 農地開発機械公団が都道府県に売り渡しをし、それから都道府県が市町村農協その他の経営者に払い下げをする、こういう場合の条件、あるいはその評価、その支払いについての諸条件、そういうものはどういふことになるのですか。

○壇田政府委員 公団がこの事業の完了をいたしますと、その事業に要する経費のうち、建設利息と家畜の導入費を除きます分については、政府から五割の補助をいたすことになっております。北海道の場合は五割という補助がございませぬ。したがひまして、補助残額について、都道府県に払い下げをする際のいわば都道府県負担分の償還の条件は、金利六分五厘で三年据え置き、十二年という条件でございませぬ。その都道府県がさらに地元業者に払い下げます場合の価格は、政府から都道府県に払い下げた価格以下で、地元有利な条件で売り渡すことになっておられますが、現在私どもが考へておられますのは、国営土地改良事業における負担の関係等も考へておりました。原則的には、都道府県に売り渡した価格の中の三分の一程度を都道府県が負担し、その残額は最終経営者の負担にすること、その償還の条件については、都道府県とはほぼ同様にいたしたいというふうに考へておられます。これは事業の

実施の段階において規定をいたすべき問題であります。方針としては以上のように考へておられます。

○林委員 時間がございませぬので、いずれまたの機会に質問をさせてもらいたいのですが、ごまかいことは聞く余地がありませんので、大臣に一つお聞きしたいのであります。

御承知のとおり、農林省の従来の経営にかかると、農協創設事業についても、経営の内容としては、その農協の独立採算としては全部赤字になつておられるわけですね。したがつて、この公団で草地造成をし、家畜を導入するこの事業全体は、公団と都道府県との関係では、これは公団のほうに赤字をしい込むことではない。今度都道府県と最終的な経営者との間で、市町村の農協、農協連合会、農事組合法人等が経営をした場合に、これが赤字にならないという保証はない。むしろ赤字になる可能性のほうが非常に心配になるわけですね。そうすると、結局市町村農協、農協連合会としては、赤字になる経営は早くこれから脱却したい。そしてそれをどこかに適当な経営者があれば早く肩がわりをしたいというところが考へられるわけですね。そういう場合に、これだけの規模の経営を引き受ける経営者というのは、これは通常の二頭や三頭飼っている畜産農家ではやれないわけですね。そういうような、たとえば三百ヘクタールのものも最終的には三十ヘクタールくらいに分けてやるにしても、これは分けるかどうかからぬけれども、分けたとしても、三十町歩くらいの農場をそのまま引き受ける、これは個人の農家としてはあり得ないと思ひます。そうしますと、もしこれが市町村農協あるいは農協連合会がさらに下の最終的な経営者にこれを売り渡すということになりますと、どうしても乳業関係の独占メーカーに払い下げられるということが想像できると思ひます。そうしますと、これだけの国家資本を投下したものが、最後には独占メーカーの利潤の保障のためにこれを払い下げる、そして二頭、三頭の牛を飼っている畜産農家には潤いが与えられない、

そういうことが見直しとして考へられませぬか。要するに、それは経営がうまくいけばいいけれども、農林省自体がこれまでやつておりました農場経営でも、この資料に出ているものを見ましても、全部が赤字になつておられるわけですから、草地造成を経営者としての市町村農協、農協連合会がこれを譲り受けて、経営が赤字にできるといふ保証はない。そうすると、ことに市町村などは、やはり市町村財政の関係から、さらにその下の経営者にこれを払い下げたい、売り渡したい。しかし、この売り渡しを受ける者は、相当の資本力を持つ業者しかそれの売り渡しを受ける経済的な能力がないということになると、これはやはり乳製品関係のメーカーが直接やるか、あるいはそのひものついた経営者が引き受けるということになりはしないか。そうすると、農地開発機械公団がこれだけの社会資本を投下したものの、究極的な受益者はそういう大メーカーのほうに行きはしないだらうか。二頭、三頭の畜産農家は一体どういふ利益を受けるのだから、そういう点について、これは大きな政策の問題ですから、大臣にお聞きしておきたいのですが、どう考へになりますか。

○赤城国務大臣 こういふ牧場を造成した目的に沿つてに処分をしてもらわなければなりません。大体、市町村があるいは農協等これを経営してもらうのが適当でありますから、それを売り渡すというふうな場合におきましても、その目的に違反しないようにやつていかなくちやならぬと思ひます。そういう点に十分の指導をいたしたい、こゝろ思ひます。

○林委員 そう言つても、ではどういふ行政指導をするのですか。市町村や農協がこの経営をたたくは譲り渡したいという場合に、大きな独占メーカーのところに行かないように、ほんとうに二、三頭の牛を飼っている畜産農家のところに行くようには行政指導というものは、具体的にどうするのですか。いや、大臣答へてくださいます、政策の問題ですから。

○林委員 だから、どういふ指導を具体的ににするのですか。

○赤城國務大臣 具体的にはひとつこつちか

ら……。

○樞垣政府委員 私からお答えを申し上げますが、まず、この事業を進めますにあたりましては、当初綿密な調査計画のもとに進めるわけでございまして、その際、将来の経営主体となるべき地元の意向を十分反映した形をとってまいりたい。つまり、造成されたあとの牧場の経営について、客観的に自信が持てるという条件を備えたものとして出発をしたい。これを造成後地元経営者に売却渡しをいたします際には、相当期間、たとえば私どもの考えでは、数年間は特別な能率指導をするような措置をいたしたい。現在のところ、完了後の予算の問題でございまして、まだ予算的に明確に申し上げるわけにまいりませんが、政府部内としては、この事業の挫折というのを避けなければならぬわけにございまして、都道府県を通じて特別指導を加えていくようにいたしたい。

それから、これは必ずしも事業自身の失敗というもののほかにも、当初の目的と違った利用がやむを得ないという場合も起こってくるわけでありますが、その中には、事業当初の経営者が改良、譲渡をしたいという問題も起こってくると思われ、ますので、公団との事業実施に関する契約の中で、もしある一定年限間に本来の目的外の使用をする、もしくは譲渡をするという場合には、国庫の負担分を返還するという契約をすることに、よって、いわゆる用途外使用という問題に対する国庫の投資の回収をはかるというふうに考えております。

○林委員 これで終わりますが、大臣が答えることが条件ですから、大臣答えてください。

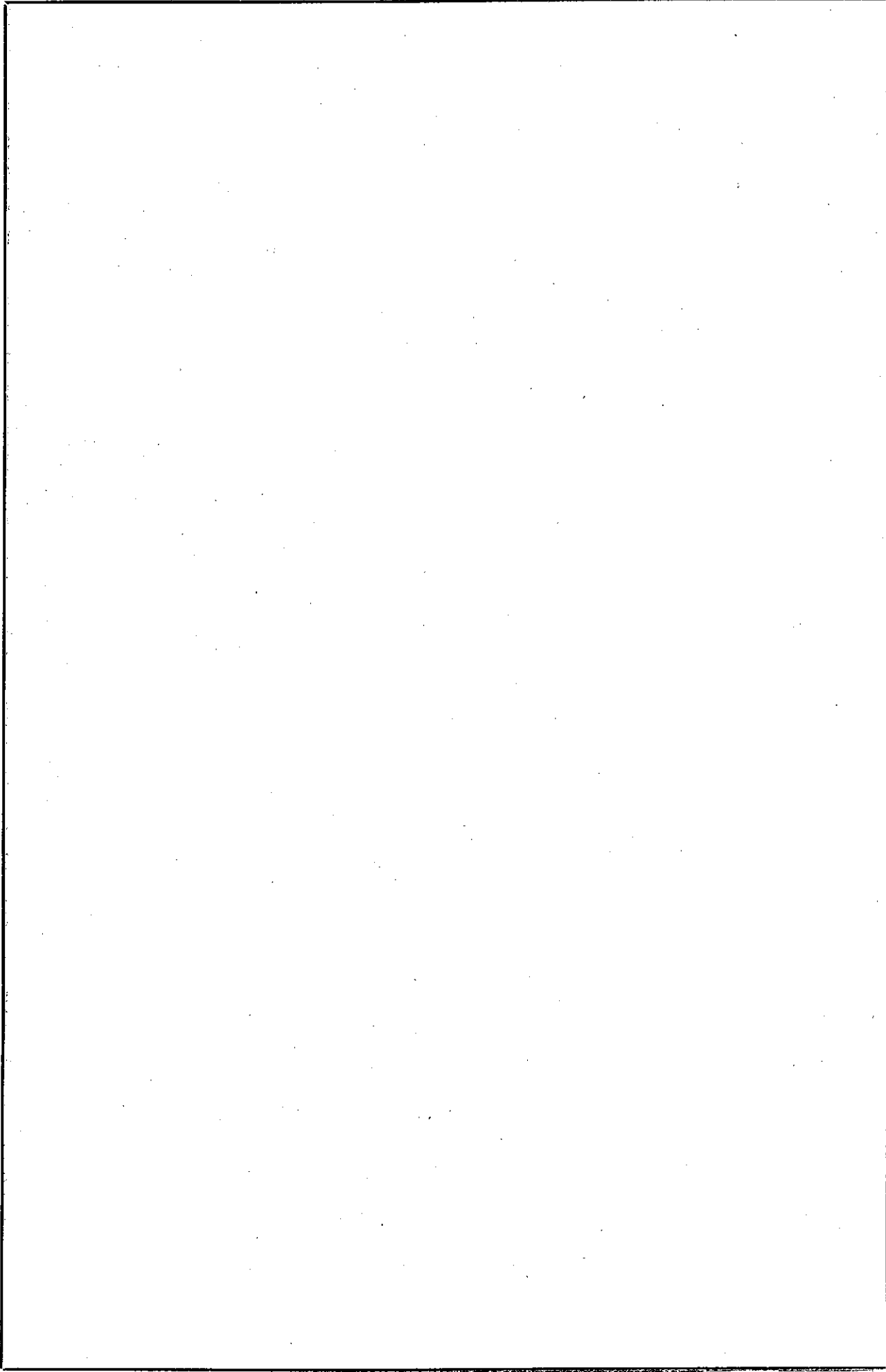
いま局長の答えているのは、たとえば那須温泉があつて、草地造成ができて、それをゴルフ場にするのだ、そういうような場合のことなんで、これが市町村や農協がやってみただけでも、なかなか経営がむずかしい、その後の資本の投下も要る

という場合に、大メーカのところ、あるいは大メーカのものついたところに売却渡される、そしてそこでは、二頭、三頭牛を飼っている畜産農家よりは、安い牛乳ができるという事になれば、結局この公団のつくる草地造成によって、大メーカがその利益を受けることになり、二頭、三頭の零細畜産農家はそのためにかえつて圧迫を受ける、あるいは自分の農業を放棄しなければならぬ、そういう事態が起きることが予想されるわけなんです。そういうことは、ないという保証がどこにあるか。ましてや、いまの畜産局長の答弁では、一定の年限を過ぎてしまえば、これはどこへ売つてもいいということになるのですから、行政指導は別としても、ゴルフ場にならないと極端な場合は別にして、これは究極的には大メーカの経営に資する、そして二、三頭の零細な畜産農家はそのため圧迫を受けて、かえつて自分の畜産農業を放棄しなければならぬような事態にならぬか、責任ある答弁を大臣に求めて、私はこれで質問を終わります。

○赤城國務大臣 これは共同飼育牧場でありますので、農民が主たる構成員であるということが一つの条件であると思ひます。でございまして、こういう条件に違つたような払い下げをするという場合には、それは取り消す、こういう措置もとれるわけにございまして、でありますので、目的に沿つたような行政指導をしていく、こういうふうに考えております。

○飯谷委員長代理 次会は明七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会



第一類第八号

農林水産委員会議録第二十三号

昭和四十年四月六日

昭和四十年四月十四日印刷

昭和四十年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局